

清代広州における「街」と社会的結合

梁 敏 玲

はじめに

本稿は、広州を事例として取り上げ、清代都市の基礎単位である「街」の在り方及び街の人々の社会的結合について考察するものである。

江戸時代の日本の「町」、イスラーム都市の「マハッラ」等、街区は様々な形で都市社会の基礎単位として広く存在していた。多くの清代都市においても、治安維持のため街に「柵欄」（木戸）が作られており、その木戸が夜間閉鎖され、それを守る「柵夫」・「閘夫」（若しくは時刻を知らせる「更夫」）が配置されていた。^①清代都市の十字街に「門」が置かれ、夜回りが設けられていたことは、西洋人の記録でも言及されている。^②このような街空間の在り方は、清代都市を理解するために重要な問題でありながら、まだ十分に検討されているとは言えない。

周知の如く、明代においては都市住民に対し「坊廂」（坊・廂とは都市において街路によって囲まれた区画のことで、城内のものを坊といい、城の外側のものを廂という）に基づき徭役の徴発が行われていたが、江南をはじめとする沿海部の諸都市ではそのような都市徭役は、賦役改革後の清初期にほぼ消滅した。^③こうした制度的変化を通じ、もともと行政区画であった「坊」が牌樓・街巷のように単に地域的範囲を示す呼称へと変化してきた一方で、^④都市住民の居住空間かつ社

会的単位として、街の地位がより重要なものとなってきた（この「街」は、街路を指す総称であり、街・巷（横丁）等を含んでいる）。即ち、街路によって囲まれた区画である坊を単位とする結合ではなく、街路を挟む住民の結合が重視されるようになってきたのである。

清代以降の中国都市の街は、久しく民間「自治」をめぐる議論と関わって論じられてきた。それらの議論の出発点となったのは、中国都市に市民自治権が欠けていた、というウエーバーの観点であると言えよう。⁽⁵⁾ ウエーバーの問題設定を受け継いだ今堀誠二は、現地調査に基づき、民国期の北平（北京）街巷を都市の「自治機構」の一部としながら、中国都市の自治機構は自己完結的集団ではなかったと指摘し、街巷全体として共同体的基礎を欠いていた理由は、紳董の持つ「官人政治の都市における手足」という性格にあると論じている。⁽⁶⁾ これらの通念に対して、ウィリアム・ロウは明確な批判を加え、一九世紀の商業市鎮である漢口を取り上げ、この時代には、経済力をつけた商人らが実質的に自治の領域を拡大していったことを検証している。⁽⁷⁾ 彼のウエーバー批判は、更に中国都市の自生的な「公共圏（public sphere）」の成立に關する議論へと発展していった。⁽⁸⁾ ロウは、漢口の街区を彼の都市自治の文脈の中で論じているが、街そのものは今堀誠二の述べた北平街巷のような正式な組織ではなく、むしろ近隣関係に基づく協同関係であったと指摘している。⁽⁹⁾ このような協同関係が拡大しつつあり、更に漢口の都市自治の一部を構成していったということが、ロウの論点である。

こうした自治をめぐる議論の背後にあるのは、国家と社会との関係、即ち民間の公共的活動を如何に見るのか、という問題である。⁽¹⁰⁾ 街区が行政に隸属したものなのか、それとも自立したものなのか、研究者の立場によって考え方はそれぞれ異なっているが、国家に対する社会の自立度ということとは、共通の問題関心である。これらの研究に対し、本稿では少し視点を変えて、国家「対」社会という二元的構図より、むしろ清代都市の基礎単位である街そのものに注目したい。街を一つの場として、その在り方及び街に居住する人々のつながりを実証的に明らかにすることが、本稿の目的である。

本稿で取り扱う清代の広州は、広東省の省城であるとともに、対外貿易の有名な港でもあった。広州の街に「門

「Door」があることは、明後期に広州にやってきた宣教師に指摘され、清代を通じて多くの西洋人に繰り返し強調されている。また、賀躍夫・邱捷の研究により、街による結合である「街坊」は清末に組織化され、非常に活発な活動を行っていたことがわかる。⁽¹¹⁾ 広東からの移住民を主とする香港・マカオにおいても、「街坊」は社会の重要な基礎組織として現代まで存続してきた。⁽¹²⁾ 以上のことを考えれば、広州の街はほかの清代都市と共通する面を備えつつも、他の都市と比べて独自の重要性を持っていたと推測される。広州を取り上げ、制度的・地域的要素に留意しつつ考察することにより、清代都市社会史研究上の興味深い事例を提供することが可能になるだろう。

なお、清代広州の城廂構造及びその管轄機関について、ここで簡単に説明しておく。清代の広州城は老城（内城）と新城（外城）に分けられている。老城は明初期に宋元時代の西・子・東という三城を繋げて作られた城を指しており、新城は明嘉靖四五年（一五六六年）に海賊の襲撃から城外の住民を守るため南に作られた新しい城を指している。⁽¹³⁾ 一方、南・西門外の町である南関・西関は珠江に近く、明代以来開発され商業地として繁栄してきた。対外貿易を独占した商人団「十三行」も西関に位置し、珠江沿岸に倉庫や店舗等を設けていた。清代の都市広州は、城である老城・新城と、廂（城外の町）である西関・南関・東関及び北門外の北郊から構成される（付図）。また、八旗軍隊が広州の老城の西半部に集中して駐屯しており、旗（八旗）と民（一般住民）が分けて管理されていたが、本稿では民地のみを考察する。清代の広州は、広東省の省城であるとともに、広州府の府城であり、さらに南海県と番禺県の県城でもあった。城・廂の街は南海県・番禺県に分けて管轄され、大量の緑営軍が治安維持の役割を果たしていた。

以下、まずは明後期まで遡って社会的単位としての街空間の形成及びその概況を説明し、つぎに街の領域及びその公共事業を考察し、最後に一九世紀の団練の事例を通じて街の結合について検討を行いたい。

第一章 街空間の形成及びその概況

第一節 単位としての街

広州の街で柵欄が作られ始めたのは、明代の黄蕭養の乱（一四四九年）の頃であった。反乱からの防衛のために、城壁外の西関商人は水路に沿って一つの街路を一つの単位「舖」とし、街柵を建て、自衛組織を作った。今でも西関に「何々甫」という街名が多く残っている。⁽¹⁴⁾西関の隣にある仏山においても、住民が黄蕭養の乱の時に柵欄を建て「舖」を作った。しかし、商業市鎮である仏山における「舖」はその後組織的な「舖区」制度へと発展していったのに対し、⁽¹⁵⁾城郭都市の廂である広州西関における「舖」は、自然発生的な自警空間に止まっていた。このような街柵・門番が設けられた西関の自警空間については、明代の嘉靖年間（一五二二—一五六六年）に広州に来航したガスパー・ダ・クルスが記録している。⁽¹⁶⁾城内の風景を多く描いたクルスが、「城外のあらゆる通りの、その末端と終点には門があり、そこにはひとつの義務を負う門番たちが配されている」として、柵が配置されたところを「城外」のみと記している点からすれば、当時の城内には街柵がまだ建てられていなかったと推測される。

清初期になると、城内・城外を問わず、全ての街に街柵が建てられるようになった。⁽¹⁷⁾柵欄が建てられ、柵夫が配置されることは清末まで存続していた。⁽¹⁸⁾城内に何時街柵が作られたのかは不明であるが、それは街を単位として治安維持を行う必要性に関わっていると思われる。街に基づく自衛組織が城外の廂から城内へと発展したことにより、街の持つ自警単位としての役割が認められるようになった。

柵欄の建設だけではなく、社会上・制度上においても街の役割はより重要視されるようになってきた。明末の天啓四年（一六二四年）の搶米暴動において、城内に居住する郷紳である黎遂球は、街の統率者を選出し、彼らを保甲・郷約と協力させ、街の救済を行おうという平糶策を打ち出した。⁽¹⁹⁾秩序の不安定な明末においては、保甲制が施行されており、郷紳が組織する郷約も活動していた。官側の保甲と民間の郷約が既に共存していたにもかかわらず、さらに街の統率者を選出

しようと建言したのは、各おのの街の統率者が必要であると黎遂球が判断したためであったと思われる。

街を単位として把握しようとするこのような動きは、清代に入ってからさらに明確になっていった。清初期において、街の保甲は街柵の開閉・街の夜回りに責任を負った。⁽²⁰⁾ 雍正九年（一七三一）乾隆元年（一七三三）の番禺県知県遼英の告示によると、保甲制の編成は街によって行うことになっており、地保が街を管理し、街内の十家ごとに一甲を編成し、端数がある場合、五・六家以上は一甲とし、三・四家の場合には他の十家に付属させるといふ。⁽²¹⁾ 官側は保甲制を通じて、街を都市の基礎単位として把握しようとしたことが判る。一方、明末に一時的に活動していた郷約は、清初期の「三藩の乱」の後、城内の東・西・南・北四箇所で府・県学の教官と生員とが聖諭十六条講読を行う組織へと変化した。⁽²²⁾ このような強制的・官的性格の持つ郷約は、明末と異なるものであったが、⁽²³⁾ 明末の郷約は「何々約」という街名として残り、長街の一部あるいは小さい横街を指すようになった。街ごとの郷約が再び登場したのは、明末と同様に秩序が不安定化した一九世紀の中期であった（後述）。

明後期から清代にかけての街の地位の変化は、不安定期における社会秩序の変動及びそれによる王朝側の対応の相互作用の結果であると言えよう。徐々に形成されてきた広州の街空間は、都市の基礎的単位となってきた。興味深いことに、このような街空間は四つの街路によって囲まれる江戸時代の日本の「町」と異なり、むしろ街路を中心に、夜間しか閉鎖されない街の両端にある柵欄によって囲まれる空間であった。⁽²⁴⁾

第二節 街の概況及びその住民

では、清代広州の街はどのくらいあっただろうか。光緒『広州府志』の記載によると、広州の街は三百以上であり、西関の街は一番多く、老城・新城・南関の街も少なくなかった（付表一）⁽²⁵⁾。

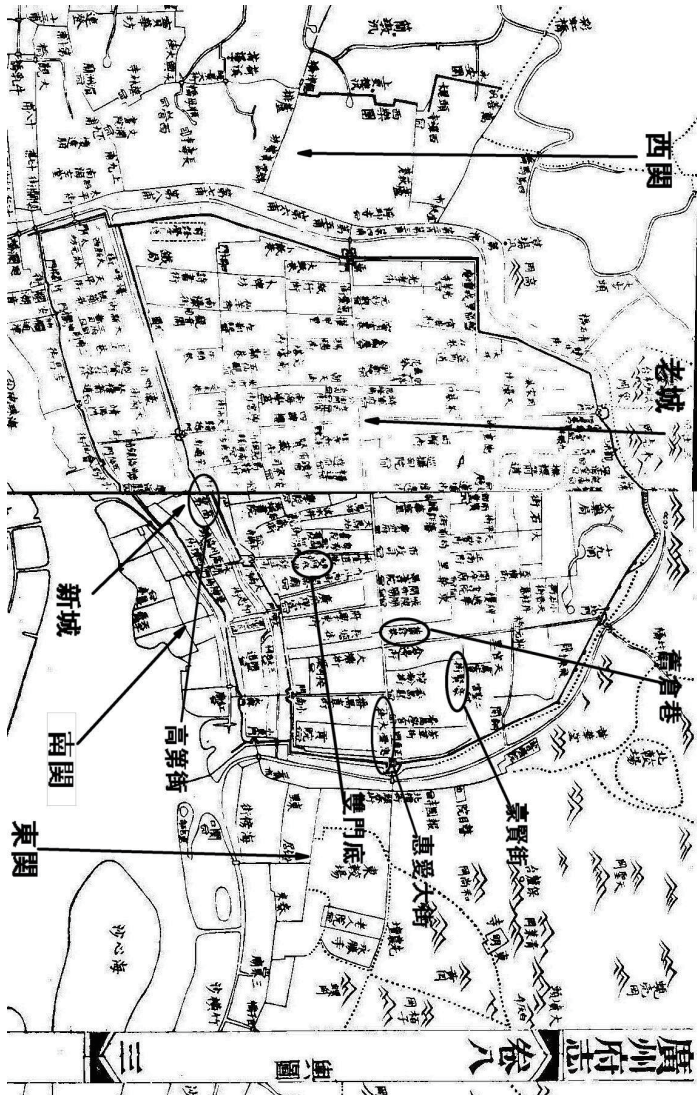
西洋人の統計によると、広州の街数はこれより遥かに多く、凡そ六百以上あった。それは恐らく巷のような横丁を含む

付表一 清代広州における城・廂の街数

	位置	街数	総計
南海県	老城	47	
	新城	31	
	西関（太平門外・西門外）	170	
	北郊（大北門外）		
番禺県	老城・新城・東関・南関全部	街 116 巷 42	377（「街」のみ） 419（番禺県の「巷」も含む）

出所) 光緒『広州府志』巻九、輿地略一

付図 清代広州の城廂構造と街



出所) 光緒「廣州府志」卷八、輿圖

数字であろう。その中で、幾つか長い街があつたが、多くの短くて曲がっている街であり、幅が六〜八フィートであつた(26)。

一九世紀後半、広州の繁華街として知られていたのは「漿欄街・状元坊・大新街・打銅街・小市大街・高第街・雙門底・大佛寺前」などの街であつた(27)。その中で、漿欄街・打銅街は西関にあり、状元坊・大新街・小市大街・高第街は新城にあり、雙門底・大佛寺前は老城にある。つまり、商業区である西関に繁華街が発展してきたとともに、城内にも繁栄する街が多くあつた。特に雙門底・大佛寺のあたりは官庁・書院が密集する場所であつた。

街の住民の職業分布については、以下の四点が挙げられる。まず、官吏・軍隊は西関・南関にも居住・駐屯していたが、主に城内に集中しており、特に老城内の真ん中にある横街路「惠愛大街」(場所は付図を参照)の両側に位置した。つぎに、幕僚は江蘇省や浙江省出身の人が多く、彼らが老城内の北に集中し居住した(28)。更に、勢力の大きい商人は、対外貿易を独占した十三行の行商と、塩の販売を独占した塩商であつたが、行商の多くは福建出身者で、長期間にわたつて西関に居住しており、塩商の多くは浙江北部出身の商人で、城内に滞在し書院の建設に寄付した。最後に、人口の多数を占める鋪商(店を構えて売買を行う商人)・手工業者鋪商・手工業者は勢力が弱く、分散して経営していた(29)。西関・南関に比較的集中していたが、城内にも多くいた。同業者が集まっている街は、特に西関に見られたが、必ずしも純粋な同業者街区とは言えなかつた。

広州の街を考察する際には、その都市の特徴に注意する必要がある。上記のように、広州では鋪商・手工業者が分散して経営していた。それは同業者がより集中していた佛山のような商業市鎮との相違点であると言える(30)。また、様々なレベルの官庁や大量の駐屯軍隊が配置されていたことも、商業市鎮と異なる点である。もう一つ注意すべきことは、明後期から珠江デルタでは宗族が発達していたものの、政治中心地である広州との密接な関係が清代に入ってから一部失われ、一九世紀以前には広州城を中心に活動を行う大きな宗族が少なく、その影響で在城士紳グループの形成が江南の都市より遅

れた点である。⁽³¹⁾つまり、広州においては、民間の公共的活動を行う同業団体や紳士グループのような集団は江南の都市や商業市鎮ほど発達していなかったと言えよう。実際に、街を超える善堂のような大きな団体は清末に至るまであまり設立されず、そのため様々な事業は街のようなより小さい単位で行われたのだろうと推測される。⁽³²⁾一方で、職業・出身地等による集中的居住も見られるが、商業区・官庁区・住宅区というはっきりとした区画がなかった。⁽³³⁾街柵があっても夜間しか閉められず、同じ街に異なる身分・業種の住民が混在していたことや、人口の高い流動性を考えれば、⁽³⁴⁾街そのものは決して閉鎖的空間ではなかったと思われる。次章では、街の住民や街で活動する人々という観点から、このような開放的な街空間の在り方を考察していく。

第二章 街の領域とその事業

第一節 街の土地廟及びその管轄範囲——二つの伝説から

街の人々は、街柵のような眼に見える境界線によって街の領域を判断するほか、街ごとの土地廟からも街の領域の存在を感じとっていたと考えられる。西洋人のガイドブックによれば、広州のすべての街巷には土地廟があった。⁽³⁵⁾このような土地廟は、「廟」と言ってもただの小さい祠であり、土地を守護する神を祭るところであった。古くから土地神信仰が盛んな中国においては、都市でも郷村でも土地廟が多く建てられている。清代の広州では、家や店においてもそれぞれ土地神を祭る場所があり、更に街ごとの土地廟があった。⁽³⁶⁾

では、街の土地廟は如何に街の領域を決めたのだろうか。それについて、雙門底「孖土地」の伝説から見てみよう。雙門底とは街名で、二つの門がある拱北楼の下に位置するため、「雙門底」という名前が与えられた。⁽³⁸⁾雙門底は広州城中心部の商業地であり、書店・灯市・花市等にぎやかなところであった(場所は付図を参照)。雙門底には土地廟が二つあり、「孖土地」と呼ばれていた。「孖」とは対になるものを指す広東語である。その孖土地の建設については、幾つかの伝

説が残っている。その中で、最も早いものは、乾隆五十九年（一七九五年）刊行された歐蘇の『靄樓逸志』の記載であった。

省城の雙門底石牌樓の左の本屋の前に、軒の低い小さい土地廟があり、線香が絶えなかった。その後、もう一人の土地神が来て、供え物をめぐって元の土地神と争ってやまなかった。ある日、布政使が巡視のためここを通過した際、白髪の翁二人を見た。二人の翁は布政使の輿を遮って輿の前に跪き、是非を争って訴えた。一人が曰く、「私はもともとこの土地の神で、民が香を焚いて私を祀ること、すでに数百年になります。この人は何処の妖鬼か知らないが、やってきて私の地位を奪おうとしており、私は到底甘んじることができません。そのために貴方様に申し上げて、公平なお裁きをお願いするのです」と。布政使が言うのに、「お二人が争いあつていては、休む時とてないでしょう。まして、省城には商民が非常に多く、更にここは最も繁栄している街です。私はお二人をそれぞれ南向きと北向きに安置して、それぞれの位置に安んじていただくようにお裁きをしようと思いますが、如何でしょうか」と。二人の翁は判に従い、額ずいて礼を言ってから去った。そばにいた人々にはこの出来事は全く見えも聞こえもしなかった。布政使は不思議に思い、輿を降りて土地廟のところに調べに行った。するとそこには一つの南向きの土地廟しか見えなかったため、もう一つ北向きの小廟を建て、土地の像を作るように街の住民（街坊）に言いつけた。そしてその理由を説明すると、皆驚き恐れた。故に、今二つの廟が背を向けてそれぞれ南と北に向いており、どちらにも香の煙が絶えないのである。⁽³⁹⁾

「孖土地」が収められている『靄樓逸志』は、地元の逸話についての随筆である。著者の欧蘇は広州府属の隣県東莞の人であり、『靄樓逸志』を書いた時にはすでに四十歳を過ぎていたが、まだ生員になっておらず、科挙資格を持たない地元の文人であったと言つてよい。『靄樓逸志』のほか、「孖土地」に関する話は、道光十年（一八三〇年）に刊行された劉世馨の『粵屑』⁽⁴⁰⁾や、道光一二年（一八三二年）刊行された黄芝の『粵小記』にも収められている。『粵小記』・『粵屑』と

も随筆であり、刊行時期は『靄樓逸志』より少し遅れているが、内容には異なる部分があり、そのまま書き写されたものではないと判断できる。また、『粵小記』と『粵屑』の記載はそれぞれ同治『番禺県志』と光緒『広州府志』に引用されている。⁽⁴²⁾更に、この伝説は白話文の形で民国時期まで伝わった。⁽⁴³⁾「仔土地」の伝説は、地元の人に広く知られていたものと言っても過言ではないだろう。

紙幅の関係で『粵屑』・『粵小記』の記載は本文で引用せず、文末の注に置くことにした。『靄樓逸志』の記載を『粵屑』・『粵小記』と比較すると、伝説の筋が大体わかる。「仔土地」の建築時期は乾隆年間であり、最初は一つの土地廟しか建てられなかったが、二人の老人が争いを起こし、それを知った布政使が元の廟の後方にもう一つの廟を作り、この二つの廟が「仔土地」となった、という筋である。

興味深いことに、時期順で見ると、三つの記載が徐々に詳しくなってきたことがわかる。『靄樓逸志』の記載において、判を下した人は「藩司」(布政使)と書いてあるが、『粵屑』・『粵小記』の記載において、その人は具体化され、それぞれ歐陽永琦(乾隆三十三年に布政使に就任)と石柱(乾隆十六年に布政使に就任)となっている。刊行時期の最も一番遅い『粵小記』は、新しく来た土地の神の来歴や、「仔土地」が建てられた後のことも踏まえて書いている。様々な補足・再創造は民話の特徴であるが、詳細化されたのは布政使に関する情報や官側の祭祀であり、そこに注意を払わなければならない。その理由は恐らく、布政使が紛争調停の役割を担ったことを、当時の人々が重視していたためだろう。

仔土地の事例を通じ、街の土地廟には一定の管轄領域があり、土地廟を二つにすることによって街を分ける正当性が得られたことがわかる。しかも、勝手に新しい土地廟を建てたり、新しい土地の像を作ったりすることはできず、権威のある官僚からの命令が重要であると考えられていた。その人が布政使である理由は、雙門底の位置と関連するだろう。雙門底は布政司衙門の南に位置し、北の「承宣直街」と南の「雄鎮直街」と一緒に長い街を構成する。ここは城内の最も繁栄している商業地であったとともに官吏と密接な関係のある場所でもあった。乾隆年間から、人口が激しく増加しつつあ

り、この街を二つにする必要性があったことは十分に考えられる。実際に、土地廟によって分けられた二つの街は、その後それぞれ独立の社会単位として認められてきた。一九世紀中期、反入城運動による都市団練において（後述）、雙門底は「雙門底上街」・「雙門底下街」に分けて組織された。

一方、『粵小記』には、「嘉慶壬戌（一八〇二年）、干害が起こり、兩広総督吉慶は官を派遣して孖土地を祭らせ、そのために雨が降った」とある。孖土地に雨を願うのは、孖土地が雙門底を超えて広州全土に恩恵を与えることを期待したためであったろう。更に、祭った後雨が降ったということは、孖土地がその願いを叶えたことを示している。ここから見れば、街の土地廟は土地を分割して管轄するとされる一方で、信仰上における境界線ははっきりとしたものではなく、御利益があると思われる神であれば、領域を超える可能性もある。その理由は、雙門底と官庁との近さや、街の開放性と関連していると思われる。

官側の介入で解決できた孖土地の事例は、特例の可能性もあるが、土地の安定を守る役割を果たすとされる土地神は、現世の統治秩序と密接に関係しているに違いない。『靄樓逸志』に、街の土地廟に関する伝説はもう一つある。その話を簡単にまとめると、以下のようになる。

乾隆年間、広州の西街に居住する無頼某甲は屠畜用の刃物を持って、施錠されていなかった煙店（煙草店）に入り、二人の店員を殺して銀をとって逃げた。盗んだ銀の大部分を家の中に埋めて、百両を妻に渡し、自分は三百両を持って逃げ出した。煙店と十数戸離れたところに土地廟があり、そこを通った甲は土地の神に願をかけ、事件が終わった後また謝礼をすると言った。一方、煙店が営業していないことに気が付いた隣人は地保・営兵と一緒に店に入り、二人の死体を見つけた。屠畜用の刃物が残っていたため、煙店の隣の屠殺業者が犯人であると皆が判断し、官に告発した。その屠殺業者は拷問を受けても自供せず、官が毎日城隍に祈り、一年以上調査もしたが、結果が出なかった。上官は神の靈験が無いことを責め、城隍を席から下ろし、街の土地廟の神に首かせをかけて、廟の外に置いた。その後、逃亡先の瓊南から戻ってきた

た甲は土地神の首かせを見て、神に累を及ぼしたことを恐れ、黙々と祈った。その時、まだ話のできない一歳の赤ん坊が急に甲を指し、「この人が人を殺して、漏らさないようにと神に頼んだ」と言った。皆はそれを神が赤ん坊の口で伝えたものと考えて、甲を官のところに連行した。甲は自供し、副刑にされた。⁽⁴⁴⁾

この話は伝説に過ぎないが、それを通じて街の土地廟の持つ役割を明らかにすることができる。殺人者は街の土地廟に自分が逃げられるように願をかけ、その願いは叶えられたと言えよう。その結果、事件が解決できず、官が神に当り散らし、城隍を席から下ろし、街の土地廟の神に首かせをかけて廟の外に置いた。結局殺人者が捕えられたのは、街の土地神が赤ん坊の口を借りて伝えた情報によってであった。話の全体から見れば、土地廟の役割が中心になっている。この伝説の論理によれば、民は土地神が自分を守ってくれると期待している一方で、官も土地神がその土地の安定を維持することを期待している。伝説の中で、土地神はこの二つの期待に答えたのである。城隍の登場を考えあわせると、範囲としては、城隍は全城の安定に責任を負い、街ごとの土地神は各街の安定に責任を負うと考えてよいだろう。そのような序列により、人々の信仰上における空間感覚が窺える。実際に、子供が病気になった時、名前を付ける時、親族が死んだ時等に、街の人が各街巷の土地神に助けを求めることは普通であった。⁽⁴⁵⁾

街の土地廟によって、街の領域に対する共有感覚が生まれたと言える。この共有感覚は団体意識を生じたのだろうか、街の人々は如何に街の事業に関わったのだろうか。

第二節 街の祭祀活動と街の事業

近代の台南では一つの街区が一つの祭祀空間であり、祭祀のために組織された街区「公社」が存在していた。⁽⁴⁶⁾ 清末の漢口・成都においては、一つの街、あるいは幾つかの街からなる街区を単位として祭祀が行われていた。⁽⁴⁷⁾ 清末広州の状況も類似しており、街に街廟があり、街ごとの祭祀が行われていた。⁽⁴⁸⁾ 清末については史料が豊富にあるため、その状況が大体

わかるが、それ以前のことについては、史料欠如のため不明な点が多い。かろうじて、地方志や西洋人の記録により、おおよその状況を推測することができる。

乾隆『番禺県志』によると、二月二日の土地神の誕生日においては、官庁の前でも街巷でも劇団が雇われて音楽を演奏していた。⁽⁴⁹⁾ 一九世紀前期の英文史料によると、街ごとの祭りがあり、祭祀の際に街の住民は劇団を呼んで芝居を上演させ、ほかの街に負けないように、多くの金を使うことが普通であった。⁽⁵⁰⁾ 火の神とされる「華光大帝」の誕生日においても、金のある街は、祭祀の後また劇団を呼んで芝居を上演させた。⁽⁵¹⁾ 関帝の誕生日には、太平門外の「曾巷」の住民がその関帝廟の関帝像を担いで巡行した。⁽⁵²⁾

これらの祭祀活動においては、街が一つの単位として、演劇上演の準備や神像の巡行に参加している。街自身の祭りのような下位レベルの祭祀と華光誕・関帝誕のような上位レベルの祭祀が見られるが、いずれの場合でも、街が単位となつて行動し、そのために金や組織者が必要であつたと推測される。詳しいことはわからないが、多くの祭祀活動において、広州の都市住民は街によつて分けられ、組織されて参加したと言つてよいだろう。換言すれば、街の住民は自分がどの街に属するかをはっきり認識することなしには祭祀活動に参加できず、祭祀活動への参加を通じて、街への帰属意識や同じ街に居る他の人々とのつながりが生まれたと考えられる。

祭祀活動のほか、街の公共事業における人々の関与も考察すべき対象であろう。街の公共事業とは、主に街の公共建築である廟の補修・再建や、街路の整備、井戸掘り等を指している。嘉慶十四年（一八〇九年）、老城の承宣里（雙門底と一緒に長街を構成する街）にある六纛神廟が火事で焼失した後、再建された際の碑文には以下のようにある。

己巳（一八〇九年）の春になると、再建を行った。里中の長老が培芳に再建について文章を書くように言いつけ、辞退できなかつた。……今度の再建では、堂宇が元の場所に建てられ、その費用の銀若干両については、前例の通り、里中の店舗や部屋に寄宿する者とその所有主両方が寄付して援助することになった。遠近の士紳もそれぞれ義捐

金を出した。支援者十三人の名前はほかの碑に刻まれているため、ここでは書かない。郷副進士・徵仕郎候選直隸州分州・里人黄培芳敬撰。香山県庠生・里人黄沃堂書丹。(括弧内は引用者による説明、以下同様)

碑文によると、再建の費用は、「里中」に居住する人と店・家屋の所有主によって分担されており、しかもこのやり方は「前例」に従ったものであるという⁽⁵⁴⁾。部屋の所有主が街のことに責任を負うという考えは、官側でも持つており、それは当時の共通認識であると言える。もう一つ注意すべきことは、「里中」と「里人」という言い方である。「里」とは古くから使われてきた用語であり、近隣や同郷を意味することが多く、明代の里甲制においては、賦役の単位にもなった。清代広東の碑文でも、都市・郷村を問わず、「里人」・「本里」・「里中」等の言葉が多く見られ、それは近隣や同じ区域の人を指す可能性が高い。この碑文については、撰文の「里人」黄培芳は「泰泉旧里」に居住する士大夫であり、「泰泉旧里」とは承宣里と垂直に交わる小さい路地である。そのため、「里中」は承宣里及びそれと垂直に交わる小さい路地を含むと推測される。一方、「遠近士紳」は「里人」と対立する言い方であり、彼らの寄付金は「里人」の出した金と異なり、義捐金(「義輸」とされている。つまり、街の事業においては、街の人が責任を負うことが当然であると考えられていた一方で、街の住民以外の人が出す金は自由意志に基づく寄付とされる。これらの言い方から、人々の持つ内と外との区分が窺える。また、廟の再建を成し遂げた十三人の中には、副榜举人である撰文の黄培芳と生員である書丹(石碑などの字を書くこと)の黄沃堂も含まれているだろう。彼らは街の有力者であり、街の公共事業に最も熱心な人でもあったと考えられる。

「里」に関する碑文にはもう一つの例がある。老城の東にある豪賢街(場所は付図を参照)には、二聖古廟という廟があった。道光十六年(一八三六年)、その廟が再建された。

たまたま楊紹周君が廟に入り参拝をした。彼は長い間歩きまわり、深く感動して、再建しようと決めた。里人の潘洪君に相談すると、潘君は昔から度々再建を行おうとして実行できなかったことから、双方が簡単に合意を得た。

二人が再建に責任を負い、また沈懷仁君・林光富君・李廷柏子からの助けを借りた。章程が立てられた後、知府の胡方朔公、元南海県知県で現知府代理の潘尚楫公、番禺県知県の胡培公、増城県知県の明達公、三水県丞の呉□公が率先して俸禄を寄付し、再建の開始を提唱した。郡の紳士や庶民が喜んで援助した。……黎遂球烈愍公が曾て蓮鬚閣を作りここで読書したことで、豪賢という名前が付けられた。……今後必ず烈愍公の後継者が現れるだろうと、私はこの里に大きな期待を寄せている。穗城（広州）の黄大千撰文、黄培芳書丹、里人黄子高篆額。

再建についてのこの碑文の中には、「里人」・「是里」等の言い方がある。⁽⁵⁷⁾この「里」は「豪賢里」の街を指していると思われる。理由としては、その碑文が「豪賢」という名前の由来を遡り、さらにこの由来から、「里」の人々への期待を述べているからである。二聖古廟の再建においては、様々な官吏・紳士・一般民が寄付金を出しており、これらの官吏・紳士の名前も碑文に登場している。ただし、街の人かどうかという区分は明らかであり、街の人間であれば名前の前に「里人」が付けられている。それに対して、秦泉旧里に居住する黄培芳も書丹として関与したが、「里人」が付けられていなかった。というのは、黄培芳が「豪賢里」の人間ではないためであったろう。また、六纛神廟の例と同様に、碑文に登場した「里人」は街の有力者であり、街の公共事業に熱心に関わる人であったと思われる。

廟の修理においては他所の人から寄付金を集めることもあったが、街の井戸掘り・街の修理等においては街の人々が自ら行うことが殆どであったようだ。道光三十年（一八五〇年）、老城の旧倉巷（場所は付図を参照）における街の石畳修理は、街の人からの寄付金で行われた。さらにその路地である梯雲里での井戸掘り工事は、街の有力な一族である莊家の人によって行われた。⁽⁵⁸⁾「この街には家が多い」ことが井戸掘りの理由とされていることから、井戸掘りが街の公共事業の一種であると考えられていたことがわかる。一方、その費用は「里人」の莊心濤が全て負担した。六纛神廟の再建の例と異なり、この場合には、街の人（居住者や所有主）の寄付は義務とされていなかった。街全員の共同負担と有力者の独自負担という二つのパターンから、街の事業のやり方における柔軟性が窺える。

以上のように、街の祭祀活動や廟の再建などの事業を通じ、街の人々の間には、様々な形態での関与により、緩い団体意識が生じたと考えられる。しかし一方で、これらの活動は日常的なものではなく、固定的組織の形成を導かなかつた。街の事業における所有主の関わりや有力者の自発的行動から見れば、この団体意識は決して強いものではなかつたと思われる。

一方、街廟などの街の公共財産に関する記載は、一九世紀中期から多く見られるようになった。⁽⁵⁹⁾ 廟に属する店舗や土地は「廟産」とされ、それによる収入は街の公金として管理された。街の人々にとつて、街廟は公共財産であつたとともに、集まりの場所でもあつた。一九世紀中期には、地保に対する不満を持ち、廟で集まつて街の賭博を禁止しようとする⁽⁶⁰⁾ 發議や、街の「公議」(皆の合議)によつて皆が金を出して強盜の捕縛を奨励しようとする⁽⁶¹⁾ 發議が見られる。廟の再建などと異なり、これらは日常的な行動であつたと言える。換言すれば、当時の人々がより頻繁に街のことに関与して、合意を得て問題を解決しようとするようになったということである。次章では、一九世紀中期の団練の事例から、このような街による結合の緊密化の過程を考察していく。

第三章 団練から見る街の結合

第一節 街と郷約

アヘン戦争の開始から太平天国動乱の平定までの二十年間、広州の社会秩序は不安定な状態となり、団練が一時的に編成された。⁽⁶²⁾ 郷村地域における団練の活発化は一九世紀初頭の海賊動乱に遡るのに対し、広州城廂での団練は城を守りイギリス人の入城に反対した事件から始まつたと考えられる。

アヘン戦争以前、貿易のため広州に来航する西洋人の入城は禁止されていた。アヘン戦争の敗北後、南京条約によつてイギリス人が入城の権利を得たが、それに反対する地元の人も多くいた。道光二九年(一八四九年)年初、反入城のため

老城に位置する粵秀・越華・羊城という三つの書院の紳士は城・廂を連合して大規模な団練を組織した。番禺・南海両知県の監督のもと、老城をはじめ、新城・西関・南関・東関・北郊を含め、河南（珠江の南岸）まで至る十万人余りの規模団練が一時的に編成された。⁽⁶³⁾

しかし、この大規模な団練は実際にはそれまで長く存在していた街という単位に依存しており、範囲の広い大きな武装組織というより、むしろ小さい自衛団からなるものであった。このような街の団練においては、「約」がその基礎組織となった。官側は各約に資金を調達するよう命令し、⁽⁶⁴⁾紳士は街約によって団練規則を設けた。⁽⁶⁵⁾更に「一つの街の其々の約及び約にある横路地において、民家・鋪戸を問わず、大戸なら壮丁三名、中戸なら壮丁二名、小戸なら壮丁一名を参加させる」、「団練に参加できる壮丁が規定より多い場合、彼の属する戸が名簿を作成し、街の郷約に渡し、戸によって登録する」という紳士の指示が出されている。⁽⁶⁶⁾

この「約」は郷約のことを指していると考えてよいが、先述したように、明末に結成した郷約は長街の一部あるいは中の小さい横街を指したものと残っていたのである。では、二百年後の「約」はどのようなものであったのだろうか。当時広州老城にいた紳士の梁廷枏が書いた『夷氛聞記』に、団練を結成した街約及び統率者の名前と人数が列記されており、それは街からの報告によってまとめたものであったと思われる。それによると、街約ごとの団練は、街の大きさによってそれぞれ数十人から二千人余りの規模であった。統率者の人数は、少ない場合に一人、多い場合に十二人となっている。以下の付表二は、『夷氛聞記』の記載に基づき、街約の名前や位置を整理してみたものである。

更に、団練編成のため、街側が紳士の發議を受け、街全体を名義人として公開の手紙「公啓」を出している。これらの「公啓」が幾つか残っており、その内容を簡単に整理してまとめてみると、付表三になる。

付表二と付表三を合わせて見てみると、街約ごとの団練のあり方がわかる。一つの街には複数の「約」が存在する場合が多くあり、さらに、付表二に「九曜坊」・「雙門底上街」と登録されているものが付表三に「九曜坊三約」・「雙門底上街五約」とあり、それを考えれば、付表二に街名のみで登録されている街約の多くは、実際にはより小さい「約」が組織されたものであったと推測される。この「約」は地理上における街の一部であったとともに、郷約のような一つの結合でもあったと思われる。「公啓」の内容を読んでみると、付表三の「九曜坊三約」に「本約」との自称があり、それは「三約」が三つの約ではなく、一つの約の名前であったためであろう。それに対し、「雙門底上街五約」・「油欄七約」の場合には、「本街」・「各約」等の言葉があり、それは複数の約が連合して「公啓」を出したためであろう。また、南門直街・東横街首約と一緒に「公啓」を出したことから見れば、異なる約や街がより大きな結合を構成したこともあった。様々な形の結合があつたが、いずれの場合においても、「約」は最も基礎的単位であり、更に柔軟な形でより大きな結合を構成していたのである。

このような街約に基づいた団練においては共通点が見られる。目的としては、明確にイギリス人の入城に「反対する」というより、むしろ単純な治安維持が中心であつたであろう。方法としては、燈籠・武器等が用意され、公所・廟のような街の公共の場所で団練に関する事項を処理し、約の鋪戸が出した団練のための「公費」は、約ごとに推挙される管理人である「値事」によって管理され、若しくは街にいる裕福な鋪戸に預けられる。街にはもともと街柵があり、柵夫・更夫が置かれていたが、壮丁の配置によって、治安維持の人手が増やされている。更に、「油欄小市大新各街」の例のように、壮丁を雇用し、街の各区域の柵欄の開閉に責任を負わせるというやり方もある。

注意すべきは、付表三の全ての街約において、店・家屋の所有主が貸し賃を寄付し、団練の経費に当てている点である。第二章で述べたように、家屋の所有主は寄付金の形で街の公共事業に関与している。団練においても、店・家屋の所有主は寄付金を出さなければならない。多くの場合に、彼らの出す金額は一か月分の貸し賃という決まりがあり、これは

付表二 廣州城・廂における国線の街約

位置	街約
老城	雙門底（上街・下街）・惠愛（五約・六約・西七約・首七約・東七約・西七約・八約・東九約・十約）・育賢坊（西首約・東西約・二西約）・賢思街・龍藏街・馬鞍街（月泉南首約・二・三約・北約）・九曜坊・西湖街・早亭坊・早亭坊東・孚通街・西牌樓六約・魁巷・惠福巷・厚玉巷・二牌樓・東岳廟前段・天平街・天平街東約・天平街北約・狀元橋・善慶坊・黃黎巷・大塘街（中約・南約）・長塘街（北約・南約）・德政街（南約・北約・西約）德政橋（中約）・兵馬司街・承恩里
新城	南門直街・東橫街（東約・中約）・西橫街（上約・下約）・仰忠街・仰忠街東約・仰忠街南約・高第街（中約・東約・西約）・小市街（衆約）・正市街・一德街・五仙門內（西約・東約）・大新街（十八約）・元錫巷・玉子巷・白米巷・華德里・小新街・濠畔街衆約・賣麻街・聚賢坊・木排頭・三府前・水母灣・文暢里・五顯巷・太平街・旧部前・聚賢坊・青雲直街・安定里・敦睦里・眼鏡街・狀元坊・清水濠
南関	樂安街・迎祥（東約・西約）・安瀾街・塩亭（首約）・潮音街・潮興街・瓊花直街・吉星里・賢梓里・靖海門外東首約・吉昌街・會仙街・龍慶街
西関	石岡街・源勝坊・第四甫・第五甫（南約・北約・中約）・第六甫・第七甫・第九甫・上九甫・繡衣坊・下九甫・第十甫・十一甫・十二甫（東約・中約・西約）・十三甫・小半甫・十七甫・叢桂叢秀坊南二約・叢桂太和里・叢桂大巷・湛露巷・西陰里・叢桂元和新街・和睦里・潭溪約・叢桂新街・叢桂新街南約・叢桂之南・叢桂黃沙・叢桂柳波・叢桂恩寧（西約）・橋東西約・蓬萊新街・東約・天平街・清平衆約・朝聖門街・長壽前九街・長壽里・寺前街・打銅街・樂欄街・聯興街衆約・寧遠坊・福星里・仁安里・德興里・新勝街・広埠五約・同安街・杉木欄・新基（七約）・萬鐘（四約）・清平中約・靖遠街・故衣街・大寧街・白糖街・同文街
東関	正東（首約）・東賢里・得勝街・越秀馬草步街・長庚里・榮華坊・元運街・豬欄・東皋街・海旁街・永安首四約・永安橫四街・三角市・鎮龍坊・元運街（中約）・築溪衆約・湛溪衆約・小半約・珠光里・珠光里半約・三鞏門・龍王廟八約・前鑑街・海旁中約・海旁東街・海旁東街西約

出所) 梁廷幹『夷氛聞記』、一五九～一六五頁

付表三 団練編成の方法

公啓の名称	街約	位置	団練編成の方法
東横西横 直街	南門直街・東 横街首約	新城	民家・鋪戸ごとに壮丁二名を団練に参加させ、竹のヘルメット・武器・燈籠・腰に掛ける鑑札を用意し、店や家屋の所有主が一月分の貸し賃を寄付し、賃借人が積極的に寄付金を出し、その寄付金を街の裕福な鋪戸に預ける。
承宣上下 直街	雙門底上街五 約	老城	街の人が廟で集まり、店の所有主が一月分の貸し賃を寄付し、店の賃借人がほかに寄付金を出すという合意を得た。竹のヘルメット・武器・燈籠・腰に掛ける鑑札・水がめ等を用意し、大店なら壮丁三名、中店なら壮丁二名、小店なら壮丁一名を団練に参加させる。約の鋪戸の寄付金で公費を捻出し、それを値事に預け、壮丁を設ける。鋪戸ごとに青色の帽子・棍棒を用意し、何か起こった際に、一緒に行動して防衛する。強盗が街に入り込んだ場合には、間夫が柵欄を閉鎖し、更夫が銅鑼を鳴らし、各戸が協力して強盗を捕える。
九曜坊眾 紳	九曜坊三約	老城	民家・鋪戸を問わず、大戸なら壮丁三名、中戸なら壮丁二名、小戸なら壮丁一名を参加させ、公所に報告し、一軒一軒登録を行う。人数によって、某街某堂某店と書いてある竹のヘルメット・武器・燈籠・腰に掛ける鑑札を用意する。壮丁は店の雇い人でも外から雇った人でも構わず、店が自分で手間賃を負担する。鋪戸ごとに積極的に寄付した結果、経費は既に十分であり、それを街の裕福な鋪戸に預ける。前・後・左・右の街と互いに助け合うため、前もって連絡を取る。各街は壮丁を雇用し、街の各区域の入り口の開閉に責任を負わせる。約ごとに勤砲かつ練達な人を共同で推挙し、当直させる。
油欄 七約	油欄 七約	南関	全省の紳士の手紙が来て、壮丁を設けるように総督・巡撫の命令を伝達した。去年の章程の通り、鋪戸ごとに一月分の賃貸料を寄付し、店の所有主と賃借人がそれぞれ半分を負担し、約ごとに値事を推挙し、経費を七約公所に集める。章程を立て、紳士に報告する。

出所) FO.233/184.1849.No.1、道光二十九年二月初十日；FO.233/184.1849.No.2、道光二十九年二月；FO.233/184.1849.No.3、道光二十九年二月；FO.233/184.1849.No.4、道光二十九年二月；FO.233/184.1849.No.13、道光二十九年（佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編』、三一四頁、三一五頁、三一六頁、三二四頁）

義務と見なされている。それに対し、賃借人の寄付は、勧められてはいるが、金額が明確に決められていないことが多い。ただし、店の所有主と賃貸人がそれぞれ半分を負担するという油欄七約の例もある。分担の如何にかかわらず、店・家屋の所有主が街約の団練に寄付すべきであるということは当時の共通認識であったろう。この認識の背景にあるのは、清代広州における土地賃貸・商鋪売買の活発化であったと思われる⁶⁷。同じ街に異なる身分・業種の住民が混在し、人口の流動性も高かったため、公共事業を順調に進めるためには、流動性の比較的低い所有主に街の業務の責任を負わせる必要があったことが十分考えうる。しかし一方で、使用者である賃借人が全く関与しないわけではなかった。所有主・賃借人の共同負担こそは街の結合に見られる興味深い点ではないだろうか。

公啓の名義は全て街名・約名等となっているが、組織者がいるはずである。前述のように、団練統率者の名前は官側・紳士に報告の上、登録され、『夷氛聞記』にも収められている。ただし、把握の程度には格差が見られる。例えば、同じく西関の街であるが、二千人余りの規模の長壽前九街の団練については、統率者の名前が一人しか出されず、規模の近い清平衆約の団練については、七人の名前が出されている⁶⁸。このような格差は官側及び団練を提唱した粵秀・越華・羊城書院の紳士がそれらの団練とどの程度密接な関係を持っていたかに関わっていると考えられる。

第二節 値事・紳士・耆老・地保——高第街の事例から

紳士が居住していて、官側と密接な関係があり、広州団練の模範として挙げられている街は、高第街である。高第街とは新城にある長い横街であり（場所は付図を参照）、団練は東・中・西という三つの約に分けて組織された。両広總督徐広縉の奏摺によると、高第街の紳士である許祥光は、総督と共に全城の団練を統率し、重要な役割を果たしたという⁶⁹。前節からわかるように、全城の団練は街ごとの団練から成り、街ごとの団練はさらに小さい約から成るものであって、どこまで統合できたかが疑問になるだろう。ただし、許祥光の役割や模範としての位置により、高第街の状況は官側にきち

んと把握され、それに関する史料も残っている。

大規模な団練が結成されて後まもなく、イギリス人の入城要求は一時的に止まった。それは団練による結果であると官側が判断したため、皇帝は団練への貢献者を推薦するように上諭を下した。南海県・番禺県の知県は、褒奨を与えるために、最初に提唱した人、力を尽くした人、協力した人等について、街の紳士と耆老がきちんと調査し報告するよう、指示を出した。⁽⁷⁾ 高第街の調査結果に関しては、「高第街紳耆公拳呈」と「紳耆公結」がある。

「高第街紳耆公拳呈」と「紳耆公結」は、道光二十九年（一八四九年）六月に一緒に出されたものであった。「高第街紳耆公拳呈」は、高第街中約の紳士許輝祖・陳俊英、耆老の文英・黃廷猷；東約の許應麟・馮春元・閔鵬・劉仁奈；西約の梁熙・陳維青・譚顯明・吳仕昌による報告であり、団練に力を尽くした高第街の中・東・西約の人に関する情報を官に提出するものであった。それによると、高第街の団練は広州城・廂の街の中で最も早く結成されたものであり、中約は壮丁一千名、東約は壮丁五百名、西約は壮丁四百八十四名、合計壮丁一千九百八十四名を組織したという。それは『夷氛聞記』の記載と一致している。中約の雷鎮玉・胡広琦・吳国銳・梁應時；東約の梁讚功・陳肇芳；西約の陳習龍・胡敬之は各約の団練に最も力を尽くした人であり、彼らの年齢や本籍地、曾祖父から父までの三つの世代の情報、本人の履歴についても、簡単に説明されている。それによると、この八人は二十代から七十代の人で、本籍地が殆ど広東省内のほかの地域であり、軍功のある人は一人しかいなかった。これらの団練への貢献者は広州にいる一般の都市住民であったことがわかる。⁽⁷⁾

報告内容の真実性を証明するために、街の紳士と耆老は更に「紳耆公結」という保証書を添付して提出した。高第街中約の「紳耆公結」は、中約の紳士許應麟・許輝祖、耆老の閔鵬・文英、地保の閔茂安による共同保証であり、保証内容は、値事の雷鎮玉・胡広琦・吳国銳・梁應時が街の団練に最も力を尽くした人であるということである。共同保証の署名者としては、中約の紳士・耆老・地保のほか、東約の紳士梁熙・陳俊英、耆老の譚顯明・黃廷猷、地保の周昌と、西約の

紳士馮春元・陳維青、耆老劉仁・吳仕昌、地保の楊清がいた。⁽⁷²⁾

「高第街紳耆公拳呈」と「紳耆公結」を比較してみると、両者間にずれがあることがわかる。「高第街紳耆公拳呈」によると、許應麟・関鵬は東約の人であったが、「紳耆公結」には、彼らが中約の人として登場している。このような所属の異なる例は他にも幾つかある。ここから見れば、保証人がどの約の人であるかはそれほど問題ではなく、重要なのは保証の内容と保証人の持つ紳士・耆老という身分であっただろうと推測される。また、高第街の例においては、中・東・西約にはそれぞれ専任の地保がいて、保証書にも彼らの花押が残っている。それは、信憑性を確保するために、「紳耆公結」を作成した時、行政の末端である地保がその場にいることが必要であったためだろうと考えられる。

前述したように、街の事業に熱心な人々は団練結成以前に既に存在しており、店・家屋の所有主の役割については慣例があり、廟のような団練事項を検討する街の公共の場所も突然建てられたものではなかった。官側・紳士から働きかけられる前に自衛組織が既に結成されていた付表三の油欄七約の例や、西洋人の記録による街の祭祀活動等を含めて考えれば、約に基づいた街の団練は、動乱に応じて現れたものというより、むしろ長く存在していた緩い街の結合を基盤として作られたものであっただろう。団練結成の前における官側・紳士の働きかけと、終了後の街の紳士・耆老・地保の保証や官側からの表彰により、このような緩い結合は動乱期において、より緊密化していったとともに、進展しつつある社会統合の一部ともなっていた。街の自衛行動が官側に認識され評価されている事例は、反入城運動が成功した後の一九世紀の後半においてもしばしば見られる。賀躍夫・邱捷等の先行研究で既に明らかにされた清末広州における「街坊」組織の活動は、一九世紀中期の団練に遡ることができると考えられる。

おわりに

本稿では、街空間の形成とその領域や公共事業、更に動乱期における街団練の編成により、清代広州の街の在り方につ

いて考察を進めてきた。街においては様々な関係が絡み合っており、街は開放性を有する場として存在していた。街の両端に夜間閉鎖の街柵が建てられ、街と街との境界線が作られていた一方で、そもそも通りとしての街は、決して閉鎖的な空間ではなかった。本稿の検討により、このような街の開放性は、主に官側と民間との関係、街領域の可変性、街による結合の柔軟性という三つの方面から見て取ることができる。

まずは官側と民間との関係である。省城である清代の広州においては、街ごとに柵夫が置かれ、専任の地保が設けられた。このような街の持つ社会上・制度上における基礎単位としての地位は、社会秩序の変動及びそれによる王朝側の対応の相互作用の結果であり、完全に街の自発的行動によるものとはいえず、また完全に行政側の強制によるものでもなかった。そして、街の土地廟に関する二つの伝説においても地方官が登場しており、人々の持つ土地信仰と現世の統治秩序との密接な関係が窺える。また、社会不安の増大した一九世紀中期において、官側は街ごとの団練結成を勧め、団練結成の後には街の紳士・耆老・地保に保証書を提出させ、表彰を行った。以上から見れば、街は一定程度の自立性を持ちながら、様々な形で官側と関係していたと言える。

次は街領域の可変性である。街の領域は街柵によって区画され、場合によって垂直に交わる小さい路地を含んでいた。そのほか、街ごとの土地廟も街の範囲を決める役割を持っており、人々の持つ街領域の共有感覚を生み出した。一方で、土地廟の増加によって街が分けられたという仔土地の伝説は、街の境目の可変性を示している。また、官が仔土地に雨を願い、仔土地がその願いを叶えたという話から見れば、信仰上における街と街との境界線ははっきりとしたものではなく、街の領域を超える可能性があったと考えられる。

最後は街による結合の柔軟性である。街の祭祀活動や廟の再建などの公共事業において、街の人々は柔軟な形で関与し、緩い団体意識を生じたが、これらの活動は日常的なものではなく、固定的組織の形成を導かなかつた。一九世紀中期における団練の編成を通じ、街結合は街約に基づき緊密化していった。公所・廟のような街の公共の場所で街の人々が団

練に関する事項を処理し、団練のための「公費」は、約ごとに推挙される管理人である「値事」によって管理され、若しくは街にいる裕福な舗戸に預けられることになった。この緊密化の過程において、結合の形は様々であり、街内が一つの約として結合する場合、複数の約が結合を構成する場合、約と街が大きな結合を構成する場合などがあつた。この異なる結合の在り方から、街による結合の柔軟性が窺える。また、団練の経費に関しては街の事業と同様に、所有主・賃借人の共同負担が殆どであつた。街の土地の所有者と街の土地の居住者が共に街のことに関与すべきであるという共通認識は、街の開放性のもう一つの側面である。

街は非常に緩い結合であつたが、広州の都市社会を構成した重要な基礎単位でもあつた。清代の広州において、民間の公共的活動を行う大きな集団が江南の都市や商業市鎮ほど活発に活動していなかつたことは、小さい単位での街結合の存在やその活動と表裏をなしていたと言えよう。一方で、街結合の開放性は、人口の流動や土地賃貸・売買の活発化と関わっており、その背景にあるのは、都市社会における人と人とのつながりや、人と土地とのつながりの緩さであると言えよう。

本稿では、主に清代広州の街の在り方及び人々のつながりに焦点を当てて論じた。しかし、地保の役割や官側の管轄という上からの視点も、清代広州社会を理解するために重要なテーマである。都市管理における様々な文官の役割及び地保の位置等については、今後の課題にしたい。

註

- (1) 広東省の仏山（中国第二歴史檔案館蔵、内閣刑科題本 婚姻家庭類、02-01-07-1175-005、乾隆三十六年三月十三日、参照）、河南省の開封（李海觀『歧路灯』第六十回「王隆吉探親籌賭債 夏逢若集匪遭暗羞」、洛陽清義堂、一九二四年、参照）、江蘇省の揚州（鄭澍若『虞初續志』卷八、小娜嬛山館刻本、清咸豐年間、参照）、北京（『清仁宗実録』卷二二二、嘉慶十四年十二月戊子、参照）等が例として挙げられる。北京の場合、街柵を守るのは兵丁であった（光緒「欽定大清會典事例」卷一〇四〇、都察院、五城清理街道・溝渠・柵欄、参照）。
- (2) William Alexander, *Picturesque Representations of the Dress and Manners of the Chinese, illustrated in Fifty Coloured Engravings, with Descriptions*, London: W. Bulmer and Co. Cleveland Row, 1814, CHINA PLATE 9, "Watchman".
- (3) 明清時代の都市徭役にについては、夫馬進「明末の都市改革と杭州民変」『東方学報』（京都）第四九冊、一九七七年、山本進「明清時代の坊廂里役」『名古屋大学東洋史研究報告』第二五号、森正夫先生退官記念号、二〇〇一年（のち山本進『明清時代の商人と国家』研文出版、二〇〇二年、所収）、参照。
- (4) 清代の北京においても、「坊」の持つ行政区画的意味は薄くなってきた（劉鳳雲「清代北京的城市社区及其演变」『法国汉学』第九輯、二〇〇四年）。
- (5) マックス・ウェーバー（Max Weber）、木全徳雄訳『儒教と道教』創文社、一九七一年。
- (6) 今堀誠二『北平市民の自治構成』文求堂、一九四七年。
- (7) William Rowe, *Hankow: Commerce and Society in a Chinese City, 1796-1889*, Stanford: Stanford University Press, 1984; William Rowe, *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895*, Stanford: Stanford University Press, 1989.
- (8) William Rowe, "The Public Sphere in *Modern China*", *Modern China*, Vol.16, No.3, July (1990). ウェーバー・ロウの後、中国都市に「公共圏」があったかどうかに ilişkin論争が盛んに行われた。（Mary Backus Rankin, "The Origins of a Chinese Public Sphere: Local Elites and Community Affairs in Late Imperial Period", *Etudes chinoises*, Vol.9, No.2 (1990); Frederic Wakeman, Jr., *The Civil Society and Public Sphere Debate*, Berkeley: University of California, 1993; Philip C. Huang, "Public Sphere? Civil Society? in China?: The Third Realm between State and Society", *Modern China*, Vol.19, No.2(1993); David Faure, "State and Rituals in Modern China: Comments on the 'Civil Society' Debate", in Chi'iu-kuai Wang, Ying-chang Chang and Chung-min Chen, eds., *Proceedings of the International Conference on Society, Ethnicity and Cultural Performance*, Taipei: Center for Chinese Studies, 2001, pp.509-

- (9) William Rowe, *Conflict and Community in a Chinese City*, 1796-1895, p.82.
- (10) 「自治」をめぐる研究者の問題関心の所在については、岸本美緒が一九世紀初頭の梁啓超から一九九〇年前後の欧米の中国「市民社会」論まで論評を行った。(岸本美緒「市民社会」論と中国『歴史評論』五二七号、一九九四年)。
- (11) 賀躍夫「近代広州街坊組織的演変」『二十世紀』第三五号、一九九六年、同「晚清広州の社團組織及其近代変遷」『近代史研究』、一九九八年第二期、邱捷「清末広州居民的集廟議事」『近代史研究』二〇〇三年第五期。また、「市政」の整備が進んだ民国期において、それ以前の状況は以下のように述べられている。「広州市為広東省省会、向無專管市政機関。凡關於公共安寧及修築街渠一切工程、均由各街約自辦、政府未嘗加以扶助、已從未加以干涉。清季拳辦新政、設巡警道、此為政府顧及市民公安之始。」(黃炎培編『一歳之広州市』商務印書館、一九二二年、一〇頁)。
- (12) 伊藤嘉高・高橋強「マカオ地域と「場所」のポストコロニアル性—地域住民組織「街坊会」の發展史」『ヘスティアとクリオ』、二〇〇六年第三期、James Hayes, *Hong Kong Region, 1850-1911: Institutions and Leadership in Town and Countryside*, Folkestone: Dawson Publishing, 1977.
- (13) 『明経世文編』卷三四二、呉廷芳「議筑広東省会新城疏」。
- (14) 曾昭瑤『広州歴史地理』広東人民出版社、一九九一年、三六〇頁、三八三頁。
- (15) 「舖区」とは幾つかの街からなる区域であり、併せて二十四舖区があり、明清時代における仏山鎮の公共事業や祭祀活動の基礎単位となっていた。仏山の住民は「二十四舖士民」と呼ばれることもあった。羅一星「明清仏山経済發展与社会変遷」広東人民出版社、一九九四年、七七〜七八頁。
- (16) ガスバル・ダ・クルス著、日笠博司訳『十六世紀華南事物誌』明石書店、一九八七年、一一四頁。
- (17) 第一書簡「イエズス会の宣教師ド・ブレマール師が国王の聴罪司祭である同会のド・ラ・シューズ師にあてた書簡」一六九九年二月十七日広東において。矢沢利彦編訳『イエズス会士中国書簡集 五 紀行編』(Letters Édifiantes et Curieuses Érites des Missions Étrangères, *Memoires de la Chine*) 平凡社、一九七四、一一頁。
- (18) Elijah Coleman Bridgman, "Description of the City of Canton", *Chinese Repository* Vol.2, No.5, September 1833, p. 211; John Henry Gray, *Walks in the City of Canton*, HongKong: De Souza & Co., 1875, p.31.
- (19) 黎遂球『蓮鬚閣集』卷十三、「倉汪父母論平糶賑濟書」。また、堀地明「明末城市の搶米と平糶改革—広州を

中心として」『社会経済史学』第五七巻第五号、一九九二年、井上徹「明末の都市広州と搶米暴動」『大阪市立大学東洋史論叢』第一七号、二〇一〇年を参照。

(20) 李士禎『撫粵政略』巻四、「飭禁夜行」、康熙二十二年二月。

(21) 「為此仰各街地保甲長商民人等知悉、各地保即將經營街道仍以十家為一甲、其有畸零戶不及數、五六家以上、另為編次、三四家者、即附于十家之末。」(逸英『誠求録』、「為循例查編保甲以靖地方事」、乾隆十一年序刊本、東洋文庫所藏)。

(22) 李士禎『撫粵政略』巻四、「設約宣講」、康熙二十四年十一月。

(23) 清代の郷約も地保と同様に、行政末端組織になっていったことが指摘されている。佐伯富「清代の郷約・地保について―清代地方行政の一齣」『東方学』第二八輯、一九六四年、山本進「清代四川の地方行政」『名古屋大学東洋史研究報告』第二〇号、一九九六年を参照。

(24) 中国の街区と日本の町との違いについて言及した研究がある。Gilbert Rozman, *Urban Networks in Ch'ing China and Tokugawa Japan*, Princeton: Princeton University Press, 1974, p.96.

(25) この統計について注意すべきは、以下の四点である。

一、南海県の街数は道光『南海県志』からそのまま引用され、番禺県の街数は康熙『番禺県志』からそのまま引用さ

れたものであり、清後期における実際の街数はそれより多かったと思われる。二、南海県「南関」部の街数は記録されていない。三、半分南海県・半分番禺県に属する街は二つの街として記録されている。四、横丁・巷の数は含まれていない。

(26) Elijah Coleman Bridgman, "Description of the City of Canton", *Chinese Repository*, vol.2, no.4, August 1833, pp.158-159.

(27) John Henry Gray, *Walks in the city of Canton*, De Souza & Co., 1875, p.19. 繁華街のほか、定期市も西関でも城内でも多く開かれていた(光緒『広州府志』巻六九、建置略六、墟市)。

(28) 梁廷柵『夷氛聞記』、中華書局、一九九七年、一五九頁、林仁「清末広東州県官署的「幕客」及房科、差役、官僚的概況」、『広州文史資料存稿選編』第五輯、中国文史出版社、二〇〇八年。

(29) 羅一星『明清仏山経済発展与社会変遷』広東人民出版社、一九九四年、二四三～二四四頁。

(30) 例えば、清代中国の「四大鎮」の一つと称せられた仏山鎮においては、同業者が広州より集中して居住していた。羅一星『明清仏山経済発展与社会変遷』、広東人民出版社、一九九四年、二四三～二四五頁を参照。

(31) 明後期から、珠江デルタの宗族は発展しつつあり、その一部は更に省城広州に拠点を置き、様々な事業に関与

し、政治的な面において影響力を有していた。それらの大族には、高級官僚の経験を持ち、書院建設や宗族儀礼の規範化などに力を入れた士大夫が多くいた。(明末珠江デルタの宗族及びそれと省城との関係については、井上徹「明末広州の宗族―顔俊彦『盟水齋存牘』に見る実像―」『東アジア近世都市における社会的結合―諸身分・諸階層の存在形態』、清文堂、二〇〇五年、同「明末珠江デルタの郷紳と宗族」『明清史研究』第四輯、二〇〇八年を参照)。既に先行研究で指摘されたように、珠江デルタにおける宗族の成長は宗族の「士紳化」過程と同時に進化したものである。(劉志偉「在国家与社会之間：明清広東里甲賦役制度研究」、中山大学出版社、一九九七年、David Faure, Emperor and Ancestor: State and Lineage in South China, Stanford: Stanford University Press, 2007等) 清代に入るまで、宗族が増えつつあり、珠江デルタにおける普遍的な存在となっていた。それに対し、明後期のように省城の事業に影響力を持つ宗族は減っていった。(David Faure, Emperor and Ancestor: State and Lineage in South China, p.177) 霍氏・方氏などの明後期の大宗族の子孫の一部は広州城・廂に残っていたが(井上徹「明末珠江デルタの郷紳と宗族」を参照)、宗族としては、デルタを中心として活動することが多かった。明代著名な学者黄佐の子孫は、省城に居住し続けたが、黄培芳(一七七八―一八五九)以前の世代において、省城の事業で活躍した人はほほいかなかった。(黄氏

家乗』巻一、誥敕、巻三、小伝、道光二十七年。また、本稿の第二章には黄培芳のことについて少し触れている)。広州城・廂に発達した宗族が少ない理由の一つとしては、宗族を単位として徴税を行った結果、城に移住する地主がほかの地域より少なかったことである。(その点については、Sheeta Mazumdar, Sugar and Society in China: Peasants, Technology, and the World Market, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, p.243を参照)。多くの珠江デルタの宗族にとって、省城とのつながりは、省城に居住し直接に省城の事業に関与することより、むしろ合族祠を通じて維持された。合族祠とは、珠江デルタの同姓諸宗族が出資し合って建設した当該姓の共通祖先を祭祀する施設であり、科挙応試・訴訟の際に遠方にすむ同姓者に提供する省城の宿泊所として機能していた。(清代広州の合族祠については、黄海妍「在城市与鄉村之間：清代以来広州合族祠研究」三聯書店、二〇〇八年に詳しい)。つまり、宗族のあり方や活動様式の変化に関連し、広州に定住して活躍する士紳の数は、それほど多くなかった。その状況は、一九世紀初期よりまた少しずつかわり、城居士紳の増加・行商と知識人との交際の活発化・知識人グループの形成などの変化が見られる。(その過程については、Steven B. Miles, The Sea of Learning: Mobility and Identity in Nineteenth-Century Guangzhou, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2006に詳しい)。

(32) 清末以前、広州の慈善事業は官が主として行っており、士紳・商人が関与する場合も、官が監督・資金提供など主要な役割を担う形で行われることになっていた。「九大善堂」という影響力の大きい善堂の成立は太平天国以降のことであった。清代広州の慈善事業については、侯彦伯『清代広州慈善事業之發展演變』台湾中正大学歴史研究所修士論文、二〇〇九年を参照。

(33) ロウによると、漢口の街も同じ性格を持っている。このような「混合型」街区は典型的な中国都市の街の形である。(William Rowe, *Hankow: Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895*, p. 81)

(34) 遼英『誠求録』、「為循例查編保甲以靖地方事」には、「省城の家屋・店舗の半ばは賃貸されてゐる」とある。

(35) John C. Kerr, *A Guide to the City and Suburbs of Canton, Shanghai: Kelly & Walsh Ltd.*, 1889, p. 10.

(36) 乾隆『番禺県志』巻一七、風俗。

(37) John C. Kerr, *A Guide to the City and Suburbs of Canton*, p. 10.

(38) 屈大均『廣東新語』巻一七、宮語、六楼。

(39) 「省城双門底石牌楼左書坊前有矮檐土地小廟、香火最盛。已而又有一土地新至、与旧土地爭廟食、紛競不已。一日藩司巡視、經過此処、目擊白髻二翁、攔跪轎前、訟其曲直。一曰、吾原此処土地、享民香煙者、數百載於斯矣。他不知何処妖鬼、來爭吾位、實所不甘、故稟白於台前、祈申

公道。藩司曰、兩尊相競、勢無休息。況凡省会商民繁茂、本街為最、吾判令兩尊南北相向、各安其位如何。二翁遵判、叩謝而去。旁人絕不賭聞、藩司甚奇之。因下与往勘其地、止見一南向者、遂囑街坊、另建北向小廟、塑土地神像焉。併言其故、人皆駭愕。故今二廟南北相背各向、香火併盛。」(歐蘇『靄樓逸志』巻六)。

(40) 「乾隆戊子歲、大方伯歐陽公永琦新莅廣東布政司任、行香經拱北楼双門底下、見白髮二老人在街中掃地相打、遣人問之。曰：「爭分地界耳。」倏忽不見。知是土地神、佞街中上下衆鋪戶論曰：「即於相爭処立土地廟二小間、一朝上、一朝下、背則相連、以此為界。」遂諏吉如式立廟、不日成之、人呼曰「孖土地」、香火日盛。」(劉世馨『粵屑』巻六)。

(41) 「云城双門底孖土地廟、其始実一廟耳。乾隆間、里人淘井得一土地像、併祀廟中。時方伯石公屢夢二老人爭座位、求公判斷。異之。過又門底下、見神像与夢所見相若、驚問居人、得其故。令再構一廟於旧廟之後、分祀之、今南向者是也。由此聳動、拜謁日盛。後南海令以男女相混、責里人尽取其籤笈、乃已。嘉慶壬戌、歲旱、吉制軍慶遣官祭之、遂雨。粵以物相連曰「孖」、故曰「孖土地」云。」(黃芝『粵小記』巻三)。

(42) 同治『番禺県志』巻五三、雜記一、光緒『広州府志』巻一六三、雜録四。

(43) 民俗学会編『広州民間故事』、国立中山大学語言歴史

研究所、一九二九年、一六五頁。

(44) 「那城之西街、直通掃德門。街中居民某甲、無賴子也、自覓活于賭博之場、偶然採勝、錢贏盈及五貫、忽思改圖生業、此亦転悪為善之一机也。婦喜之、獻策其肩挑肉担、甲聽其言、整置物具。隔宿往屠肆貨肉。肆之右、則切河村葉之名煙店也。是夕、秤兌白鑷、声琅琅然、甲適睹聽之、亦淡然無歹念。及入肆、氣暑蚊聚、寢寐不寧、遂上天階乘涼、時漏已三催矣。見煙店天井木椽未門、甲賊心忽生、持屠刀直下。外棟一人熟睡櫃上、殺之。内間工人聞響、執槩來照、亦被殺。遂搜白鑷、腰纏之、復由天井而上、歸寢于肆。比鷄鳴時、販家喧闐、甲遍閃身而退。掃闔之、恰千有二百、即將百兩付妻營生、自携三百逃竄、余悉瘞于寢室。煙店距十余戶、有土地祠、甲經過時、許下心願、事闕方酬。逮朝暾已上、隣人見店門不啓、訝而擊之。迄無応者、共怪之。協同營兵地保、撬辟窗板、屍首頭露衆目。又一被殺于地下、屠刀儼然、血跡甚鮮。衆人竟指実隔壁屠人也、聯名控官、屠人受尽惨刑、終不成招。官亦無奈、只得日祈城隍、查緝年余無耗。上憲咎神不靈、下其座以示罰、亦將本街土地、鎖押廟外。甲避瓊南、日事呼盧、金漸消尽、意以事經歲月、填抵有人、遂飄然而歸。見土地項掛銀鑷、心驚流汗、不免累及神明之惧、近前鞠躬、默致祈詞。適時对字一小兒、年過碎盤、未嘗習話、忽以手指甲曰：「此人殺人、囑神勿洩。」声出人応、蟻集喧騰、人皆因事掛心、故來縛者衆。比再問之、小兒複不能言矣。皆以為

神仮口伝、登時解官、一鞠而招、遂副于市。後其妻起藏金以適人。此乾隆間事也。」(歐蘇『霽樓逸志』卷一)。

(45) 陳坤『嶺南雜事詩鈔』卷一。

(46) Kristofer M. Schipper, "Neighborhood Cult Associations in Traditional Tainan", G. William Skinner ed., *The City in Late Imperial China*, Stanford: Stanford University Press, pp. 651-678, 1977.

(47) 漢口にのこりは、William Rowe, Hankow: *Conflict and Community in a Chinese City, 1796-1895*, pp. 81-82; pp. 177-178 を参照。成都については、孫明「川人无路哭先皇」『歴史人類学学刊』第一〇巻第一期、二〇一二年を参照。

(48) 賀躍夫「近代広州街坊組織的演変」、邱捷「清末広州居民的集廟議事」を参照。

(49) 乾隆『番禺県志』卷一七、風俗。

(50) Elijah Coleman Bridgman, "Description of the City of Canton", *Chinese Repository*, vol. 2, no. 4, August 1833, p. 262.

(51) *Canton Register*, Vol. 8, No. 39, September 29th, 1835.

(52) *Canton Register*, Vol. 8, No. 22, June 22nd, 1835.

(53) 「至己巳春、乃重新之。里中父老囑培芳記其事、不獲辞。……是役也、堂宇悉仍故址、經費白金若干、里中肆

舍居停与主人分曹均助、一如前例。遠近士紳、各有義輸。

裏事十三人、泐名別碑、茲不復書。鄉副進士徵仕郎候選直隸州分州里人黄培芳敬撰。香山県庠生里人黄沃堂書丹。

(宣統『番禺県志』卷三七、金石志五、「重建拱北樓左神

殿碑記)

(54) その前例については、乾隆四十九年「里人」黃紹統「重建六縣大王先鋒廟記」(『広州城坊志』二二三～二二四頁)を参照。

(55) 堀の浚渫において、家を賃借りしている者は所有主に働き手を雇わせ作業させる。所有主がほかの県に居住している場合、または外出している場合、賃貸料から働き手の手間賃を差し引くことになる。(『粵東省例新纂』巻八、水利・修理渠河)

(56) 同治『番禺県志』巻三三、列伝二。

(57) 「適楊君紹周入廟參詣、低回良久、慨然愆鼎新之。謀諸里人潘君洪、潘君即向時屢欲興修而未就者、一議即合。二君力肩其任、又得沈君懷仁・林君光富・李子廷栢、共襄其事。章程甫定、而太守胡公方朔・現權太守前南海県令潘公高楫・番禺令胡公堵・增城令明公達・三水丞吳公□首捐俸、以倡其始。郡紳士庶、樂以助成。……因念烈烈愍公遂球會築蓮鬚閣讀書于是、故里名豪賢……必將有繼烈愍而起者、吾于是里有厚望焉。……穗城黃大千撰文。黃培芳書丹。里人黃子高篆額。」(宣統『番禺県統志』巻三八、金石志六、「重建豪賢街二聖古廟碑」)。

(58) 「王養正堂・羅博約堂・崔致口堂・單道澄堂・周愛蓮堂・衛口善堂諸君捐修旧倉巷街石、工竣、衆以本街人戶繁多、合□□設□太平井、以備不虞。於於梯雲里西口開井一口。庚戌之秋、天久不雨、人以旱燥為憂。湔・福興・來

靜・致口等周視地脈、鳩工集料、諏吉于重陽前一日興工、鑿井于梯雲里西垣角隙地……湔獨任其費、且戒居斯里、無事勿妄汲用、昭先觀察之遺沢、併志顛末、以勒于石。道光庚戌季秋里人莊心涛壽川氏謹識。」(『広州碑刻集』、一一三二頁、「重開番山莊氏旧井碑記」)。

(59) 「街内廟嘗舖」・「本街廟業」等の言い方が普通であった。FO.233/183.1847.No.122、道光二十七年を参照(佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編稿』近代中国研究委員会、一九六四年、三〇五頁)。

(60) FO.233/183.1848.No.25、道光二十八年(佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編稿』、四〇九頁)。

(61) FO.233/183.1848.No.2、道光二十八年(佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編稿』、三九八頁)。

(62) 当時広東の社会状況・団練については、Frederic Wakeman, Jr., *Strangers at the Gate: Social Disorder in South China, 1839-1861*, Berkeley: University of California Press, 1997を参照。

(63) 梁廷柅『夷氛聞記』、一五九頁。

(64) FO.233/184.1849.No.11、道光二十九年二月(佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編稿』、三二四頁)。

(65) 梁廷柅『夷氛聞記』、一五九頁。

(66) FO.233/184.1849.No.13、道光二十九年二月十一・十三日(佐々木正哉編『鴉片戦争後の中英抗争 資料編稿』、三二二～三二四頁)。

- (67) それに関する契約文書は殆ど残っていないが、碑文史料は少し残っている。「以思呢老人買鋪屋碑」(乾隆二十六年)、「海外教胞捐屋碑」(乾隆五十年)、「寧波會館房屋契約勒石碑記」(道光五年)、「福建會館建置祀業碑記」(道光二十九年)等を参照。(『広州碑刻集』、広東高等教育出版社、二〇〇六年、二八二～二八三頁、二八四～二八五頁、一〇二一～一〇二六頁、一〇二〇～一〇二二頁)。
- (68) 梁廷柅『夷氛聞記』、一六三頁。
- (69) FO931/0794、道光二十九年閏四月初七日(『葉名琛檔案：清代兩広総督衙門殘牘』(四) 広東人民出版社、二〇一三年、四〇〇～四〇二頁)、03-2780-101、道光二十九年閏四月初七日(軍機処録副奏摺、第一歴史檔案館藏)。
- (70) 「南、番禺邑侯札諭」(中国近代史資料叢刊『第二次鴉片戦争』(一) 上海人民出版社、一九七八年、二五九頁)。
- (71) 「高第街紳耆公拳呈」(中国近代史資料叢刊『第二次鴉片戦争』(一)、二六〇頁)。
- (72) 「紳耆公結」(中国近代史資料叢刊『第二次鴉片戦争』(一)、二六二頁)。

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)